

物品・役務等の入札参加資格に係る 変更申請等の共通化について

1 変更申請等の共通化の検討について

2 申請事項の変更

3 合併・分割・事業譲渡等

4 廃業・資格が不要となったとき

5 変更申請等の共通化のたたき台

物品・役務等の入札参加資格に係る変更申請等の共通化の検討について

- 一般に、地方公共団体は、事業者が入札参加資格を取得した後、特定の申請内容等に変更が生じた場合には、当該変更内容を地方公共団体に申請(変更申請等)するよう求めている。
- この変更申請等は、新規申請と同様に、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出するものであるところ、事業者の利便性の向上や、共同受付・審査による地方公共団体の事務処理の効率化を図る観点から、変更申請等に係る申請種別(変更申請・取消申請等)、申請事由、申請項目、必要書類等について共通化することを検討することが考えられるか。

入札参加資格審査の申請方法の共通化する事項(案)

(参考) 項目・申請方法等検討部会(第3回)
資料(一部加工)

1 資格の有効期間・開始時期

- ・ 1年8か月／2年／3年／4年
- ・ ○月○日～

2 申請の受付方式

- ・ 定期申請(+追加申請)／随時申請

3 申請の受付時期・期間

- ・ 受付開始時期(○月○日～)
- ・ 受付期間(～○月○日・○か月間)

4 審査の基準日

- ・ 申請日

5 申請に使用する言語等

- ・ 申請書等の日本語作成
- ・ 金額欄の日本通貨記載

6 審査結果の通知方法

- ・ 全事業者郵送／メール通知／システム閲覧／HP公表 等

7 資格を有する者の名簿の公開

- ・ 窓口等／システム閲覧／HP公表／未公表 等

● 申請方法(受付方法) (変更申請の場合を含む。)

- ・ 入札参加資格審査申請システム／郵送／対面

システム検討部会
において別途検討

● 変更届の提出が必要となる申請項目等・事由等

- ・ 住所・商号又は名称・代表者氏名 等
- ・ 更生手続の決定・合併等・廃業等 等

共通申請項目等と
合わせて別途検討

国 (競争参加者の資格に関する公示(令和6年3月29日))

9 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに別記3に掲げるウェブサイトへアクセスし、必要事項を入力の上で次の添付書類を送信するか、又は「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)」(以下「変更届」という。)に次の添付書類を添え、持参又は郵送等を行うこと。

なお、変更届の入手方法及び提出方法については、本公示3[競争参加資格の申請]に示すものと同様とする。

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合 (略)

イ 「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合 (略)

ウ 「希望する資格の種類」又は「調達する物品等(営業品目)」の場合 (略)

エ 「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合 (略)

オ その他の事項の場合

本公示3の申請を改めて行うこと。

(2) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続

有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各1部を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に速やかに提出すること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書(写し)

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。

千葉県 (公告第699号(令和5年8月10日))

12 変更及び業種追加等の届出

(1) 電子申請及び申請書類の提出をした者で、申請日から令和6年3月31日までの期間に、申請マニュアルに掲げる事項について変更が生じた場合は、令和6年3月1日以降速やかに調達システムを使用して変更の届出を行わなければならない。

また、届出を行った後は、入札参加資格審査申請書記載事項変更届等を印刷し、その事実を証する書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)に提出しなければならない。

(2) 令和6年4月1日以降に、入札参加資格者が次のいずれかに該当した場合に行う電子申請及び申請書類の提出は、随時申請等の公告に基づき手続きを行うこと。

ア 入札に参加できる資格に係る営業を廃止又は休止した場合

イ 申請マニュアルに掲げる事項について変更を生じた場合

ウ 登録済みの業種のほかに新たな業種を追加する場合

エ 入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した場合(入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする場合を含む)

オ 入札参加資格の取消しの申請を行う場合

国 (競争参加者の資格に関する公示(令和6年3月29日))	千葉市 (公告第699号(令和5年8月10日))
<p>9 その他</p> <p>(3) 合併・分社等の場合の手続 有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示3の申請を改めて行うこと。</p> <p>(4) 廃業等の場合の手続 有資格者に廃業等(廃業・倒産・破産)があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に速やかに届け出ること。郵送(書留郵便)等も可。</p> <p>(5) 資格審査結果通知書の再発行 紛失等による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に提出すること。</p>	
<p>10 令和6年度において、全省庁統一資格を得ようとする者の申請方法等については、本公示以降、本公示3から9に準ずるものとする。 ただし、公示6については、資格を付与されたときから令和7年3月31日までとする。</p>	
	<p>10 事業協同組合等(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。)の特例</p> <p>建設工事の事業協同組合等のうち、官公需適格組合(中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)に係る資格審査の申請においては、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員(以下「選択組合員」という。)に係る4の第2号に定める書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種別年間平均元請完成工事高については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。</p>

国の物品・役務等の入札参加資格に係る変更申請等が必要となる事由

- 国の物品・役務等の入札参加資格に係る変更申請等が必要となる事由は、大きく以下の3つに整理できる。

(変更申請等が必要となる事由)

① 申請事項の変更 (合併等に伴う変更を除く。)

新規申請・更新申請時に申請した情報(「住所」、「商号又は名称」、「代表者」等)の変更申請

※ 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等に伴い、代表者が変更される場合を含む。

② 合併・分割・事業譲渡等

入札参加資格を有する事業者の合併等により新設された事業者による新規申請、存続する事業者による変更申請、消滅する事業者による取消届等

③ 廃業・資格が不要となったとき

合併等により消滅する事業者、廃業する事業者・資格がなくなった事業者による取消届等

- これらの事由については、国又は地方公共団体に既に登録されている事業者の客観的情報が変更されるものであり、国のみならず、いずれの地方公共団体においても変更申請等を求めている事由であると考えられるか。

- これを踏まえ、上記①「申請事項の変更」、②「合併・分割・事業譲渡等」、③「廃業・資格が不要となったとき」の3つの事由ごとに、申請種別、具体の申請事由、申請項目、必要書類等の共通化の検討を進めることが考えられるか。上記①～③のほか、検討対象とすべき事由はあるか。

- 1 変更申請等の共通化の検討について
- 2 申請事項の変更**
- 3 合併・分割・事業譲渡等
- 4 廃業・資格が不要となったとき
- 5 変更申請等の共通化のたたき台

申請事項の変更①

- 地方公共団体は、事業者に対して、新規申請・更新申請時に申請した特定の項目に変更が生じた場合には、変更申請をよう求めているが、変更申請をする必要がある申請項目(事由)については、地方公共団体ごとに、新規申請等に係る項目等の設定状況や格付の実施状況等を踏まえて設定されているところ。

申請項目		情報の性格		変更申請をする必要がある申請項目							
		事業者特定情報※1	適正性審査・格付情報※2	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県市町村総合事務組合
共通申請項目	本社住所	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	本社電話番号等	○			○	○	○	○		○	○
	商号又は名称	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	代表者	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	担当者	○		※3			※3		○		
	営業所等情報	○		○	○	○	○	○		○	○
	希望する資格の種類等	○		○	○	○	○			○	○
選択申請項目	官公需適格組合情報		○		○						
	主たる事業の種類		○		○						
	製造・販売実績等		○	任意※4							
	自己資本額等		○	任意※4	○	○			○		
	経営状況(流動比率)		○	任意※4							
	常勤職員等の人数		○		○						
	ISO関係認証取得状況		○		○				○		
	設備の額		○	任意※4							
	営業経歴(営業年数)		○	任意※4							
	技術者資格(人数)		○		○						
	営業実績情報		○				任意				
	資本関係/人的関係		○					○			

※1 事業者名称、電話番号等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの

※2 契約の適正な履行を確保するために必要な資金、信用、能力、技術等を判定するための情報

※3 システム上、変更申請をする際に、必要に応じて担当者を変更する仕様となっている。

※4 国においては、「合併・分社等における申請」「その他事由の場合」「等級変動」の事由に基づく更新申請として整理されている。

〔なお、以上のほか、実印、使用印、代理人印等の変更申請を求めている団体がある。〕

申請事項の変更②

1. 共通変更申請項目

- 「共通申請項目」(新規・更新申請における全地方公共団体共通の申請項目)については、「事業者特定情報」(事業者名称、電話番号等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。)から構成されているところ、その性質上、変更することが想定されない項目※を除き、多数の地方公共団体が、変更申請をする必要がある申請項目(事由)として設定している状況にある。

※ 変更することが想定されない項目の例

- ・「法人番号」 (法人番号が変更される(=同一法人でなくなる)場合は、新規申請扱いとなる。)
- ・「設立年月日」(設立後に変更されることがない。)

申請項目		情報の性格		申請内容に変更が生じた場合に変更申請をする必要がある申請項目							
		事業者特定情報	適正性審査・格付情報	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県市町村総合事務組合
共通申請項目	本社住所	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	本社電話番号等	○			○	○	○	○		○	○
	商号又は名称	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	代表者	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	担当者	○		※			※		○		
	営業所等情報	○		○	○	○	○	○		○	○
	希望する資格の種類等	○		○	○	○	○			○	○

※ システム上、変更申請をする際に、必要に応じて担当者を変更する仕様となっている。

共通化の方向性(案)

- 「共通申請項目」については、変更することが想定されない項目を除き、全地方公共団体共通で変更申請を求める申請項目(事由)(共通変更申請項目)として設定することが考えられるか。

申請事項の変更③

2. 選択変更申請項目

- 「**選択申請項目**」(新規・更新申請における申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目。)については、**主に「適正性審査・格付情報」**(契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。)から構成されているところ、地方公共団体における当該項目の**変更申請項目(事由)**としての設定状況は、
 - ・ 新規・更新申請に係る申請項目の設定状況
 - ・ 事業者の格付を行っているかどうか、資格の有効期間中に格付の変更を行っているかどうか
 - ・ 指名競争入札における指名先事業者の選定その他の調達事務への活用
 など、**審査基準や事務処理方法等の実態が地方公共団体ごとに様々であることから、大きく異なっている。**

申請項目	情報の性格		申請内容に変更が生じた場合に変更申請をする必要がある申請項目							
	事業者 特定情報	適正性審査・ 格付情報	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県 市町村総合 事務組合
選択申請項目	官公需適格組合情報	○		○						
	主たる事業の種類	○		○						
	製造・販売実績等	○	任意							
	自己資本額等	○	任意	○	○			○		
	経営状況(流動比率)	○	任意							
	常勤職員等の人数	○		○						
	ISO関係認証取得状況	○		○				○		
	設備の額	○	任意							
	営業経歴(営業年数)	○	任意							
	技術者資格(人数)	○		○						
	営業実績情報	地方公共団体ごとに設定状況が大きく異なる								
	資本関係/人的関係	○						○		

変更申請を事業者の任意としている場合がある

任意

申請事項の変更④

2. 選択変更申請項目(続き)

- 「選択申請項目」(適正性審査・格付情報)の変更申請を求めることは、
 - ・ 地方公共団体が、地域の実情を踏まえて当該団体にとって最も適当な者と契約を締結できるようにすること
 - ・ 事業者の格付を適時に向上させ、その参加機会を拡大することに資するものであり、引き続き、希望する地方公共団体がこの変更申請を求められるようにすることが適当であると考えられるか。
- また、「選択申請項目」は、新規・更新申請時に、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる項目であるため、新規・更新申請時に申請を受け付けていない地方公共団体がある。(このような団体においては変更申請不要となる。)

共通化の方向性(案)

- 「選択申請項目」については、性質上、変更することが想定されない項目を除き、変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる申請項目(事由)(選択変更申請項目)として設定することが考えられるか。
- なお、格付の適切な変更等のため、審査・格付情報に変更があった場合、申請を求めることとしている地方公共団体がある一方、事業者の任意としている地方公共団体もある。
- この点、地方公共団体ごとに変更申請の要否を確認すること等の事業者の事務負担を軽減することや、変更時期の差異をなくし、事業者間の公平性を確保する観点からは、変更申請を事業者の「任意」とはせず、地方公共団体が変更申請を求める場合は、共通で事業者の変更申請を要することとするとも考えられるか。

※ さらに事業者の変更申請に係る利便性を向上する観点からは、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムにおいて、地方公共団体ごとの選択変更申請項目等を容易に確認できるようにすることが重要であると考えられるか。

3. 独自変更申請項目

- 新規・更新申請については、「共通申請項目」・「選択申請項目」のほか、地方公共団体の判断により、必要に応じて地方公共団体独自の申請項目(独自申請項目)を設けることができるようにすることを検討している。

共通化の方向性(案)

- 独自申請項目として申請を求めた情報についても変更が生じ得ることから、独自申請項目(事由)についても、地方公共団体の判断で変更申請を求めることができるようにする(変更独自申請項目)ことが考えられるか。

申請事項の変更⑤

4. 共通・選択変更申請項目の申請に合わせて申請する必要がある項目

- 共通・選択申請項目(事由)には、項目単体で変更することは想定されないが、共通・選択変更申請項目に係る変更申請に合わせて申請する必要が生じることが想定される項目があるものと考えられる。

(例)「暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約」

- ➔ 誓約を単体で変更する(誓約しないこととする)ことは想定されないが、事業者の代表者が変更された場合には、代表者の変更申請を行うとともに、新規代表者が新たに誓約する必要が生じる。

- このような共通・選択変更申請項目の申請に合わせて申請する必要がある項目については、共通・選択申請項目を設定している地方公共団体において一律に申請を求める必要性が生じるものと考えられるか。

共通化の方向性(案)

- 「共通・選択変更申請項目の申請に合わせて申請する必要がある項目」についても、共通化を図ることが考えられるか。

5. 変更申請に係る必要書類

- 変更申請については、地方公共団体が変更内容に誤りがないかどうかを審査するため、変更内容に応じて必要書類の提出を求めているところ。
- 新規・更新申請の共通・選択申請項目に係る必要書類については、共通化することを検討しているところ(共通・選択必要書類)、この共通・選択申請項目の変更申請に合わせて提出を求める必要書類についても、地方公共団体ごとに差異を生じさせる必要性は大きくないものと考えられるか。

(例)「本社住所」を変更する場合 … 登記事項証明書

「営業所」を新設する場合 … 納税証明書

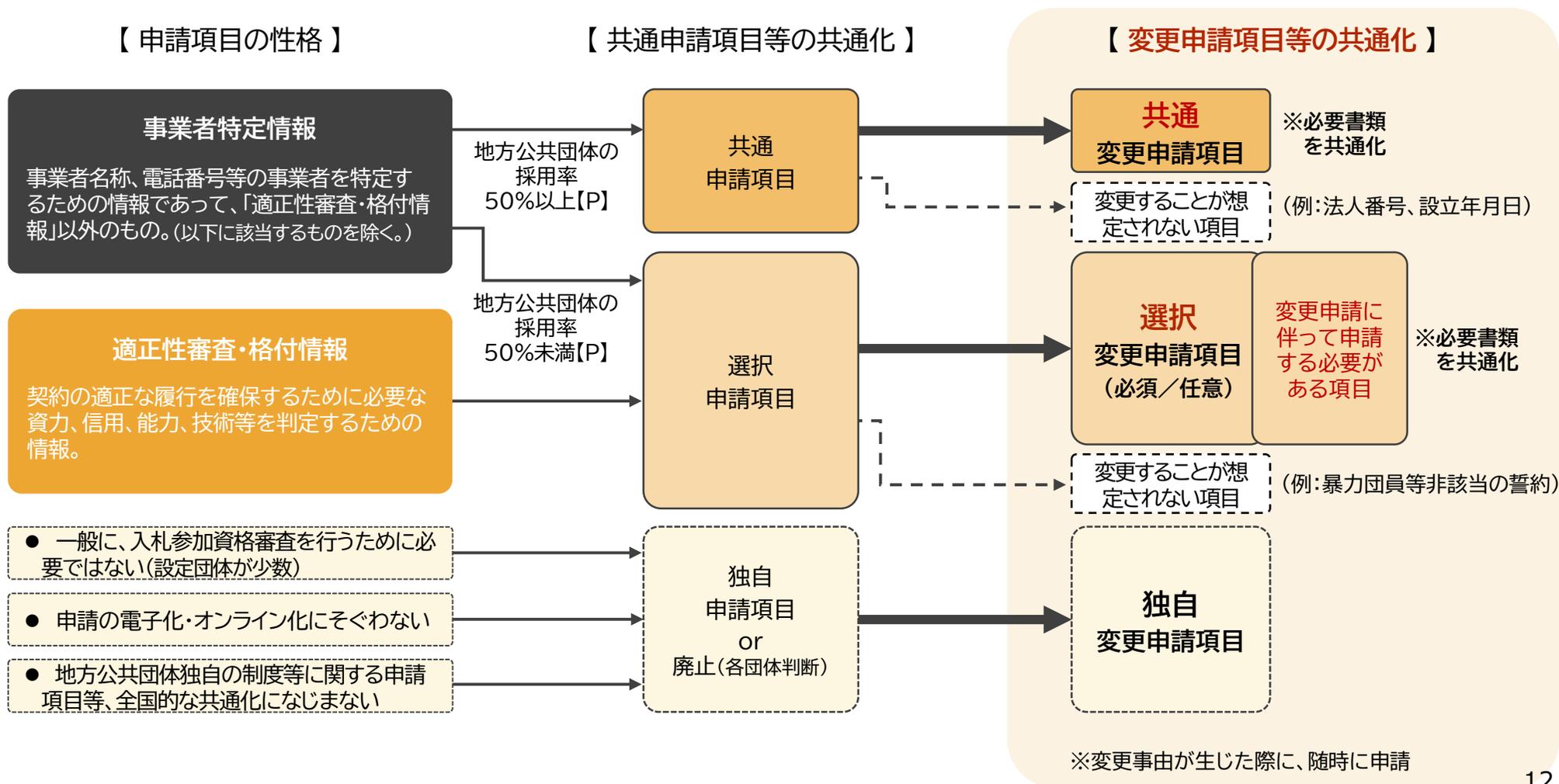
共通化の方向性(案)

- 共通・選択申請項目の変更申請に係る必要書類について共通化を図ることが考えられるか。

申請事項の変更⑥

申請事項の変更に係る検討(まとめ)

- 変更申請をする必要がある共通の申請項目(事由)として、「共通変更申請項目」及び「選択変更申請項目」を設けるとともに、これらの申請項目の申請に合わせて申請する必要がある項目及び変更申請に係る必要書類を共通化することとするか。



- 1 変更申請等の共通化の検討について
- 2 申請事項の変更
- 3 合併・分割・事業譲渡等**
- 4 廃業・資格が不要となったとき
- 5 変更申請等の共通化のたたき台

合併・分割・事業譲渡等①

- 国の物品・役務等の入札参加資格に係る変更申請等が必要となる組織形態の変更等の事由は以下のとおり整理できる。

(変更申請等が必要となる組織形態の変更等の事由)

- ① **合併** (例) A社とB社が合併してC社となる新設合併 / A社がB社を合併してA社となる吸収合併 等
- ② **分割** (例) D社がE社とF社に分割(E社を新設) / D社がE社とF社に分割(E社が既存) 等
- ③ **事業譲渡** (例) G社がH社に事業譲渡 等
- ④ **個人事業主の法人化(法人成り)** (例) K商店が法人化(J社)(個人と法人成りした代表者が同一人物) 等
- ⑤ **法人の個人事業化(個人成り)** (例) M社が廃業等の事情により、個人事業化(L事務所) 等
- ⑥ **その他法人格の変動** (例) N公益社団法人がO組合となる 等

※ 国の物品・役務等の統一資格に係る「申請書記入要項」(令和3年11月版)においては、上記のほか、申請事由として、「売上等の増加により、等級の変動がある場合(等級変動)」が掲げられているが、当該事由は、必ずしも組織形態の変更に係るものではないことから、本資料においては、「組織形態の変更等の事由」に含めていない。

- これらの事由についても、申請事項の変更と同様に、国又は地方公共団体に既に登録されている事業者の客観的情報が変更されるものであり、国のみならず、いずれの地方公共団体においても変更申請等を求めている事由であると考えられるか。

- これを踏まえ、上記①「合併」、②「分割」、③「事業譲渡」、④「個人事業主の法人化(法人成り)」、⑤「法人の個人事業化(個人成り)」、⑥「その他法人格の変動」の6つの事由を申請事由として共通化するとともに、これらの詳細パターンごとに、申請種別、申請項目、必要書類等の共通化の検討を進めることが考えられるか。上記①～⑥のほか、検討対象とすべき事由はあるか。

合併・分割・事業譲渡等②

- 国や地方公共団体においては、組織形態の変更等の事由が多様であることから、当該事由の種類ごとに申請種別(新規申請・変更申請等の申請の種類)や必要書類を設定し、事業者からの申請を受け付けている。
- この申請種別や必要書類については、地方公共団体ごとに独自に定められてきたことから、地方公共団体ごとに異なっている状況にある。

(国における申請事由ごとの申請種別・必要書類の例)

申請事由(例)		申請者	申請前の有資格者	申請種別	必要書類
新設合併	有資格のA社とB社が合併し、C社を新設する場合(A社、B社が消滅会社となる場合)	・A社 ・B社 ・C社	・A社 ・B社	・C社の 新規申請 ・A・B社は資格の 取消届	① 申請者の登記事項証明書 ② 申請者の納税証明書(その3の3) ③ 資格審査結果通知書(申請者が有資格者である場合) ④ 合併直前確定決算の合併に係る複数社分の財務諸表(1年分) ⑤ 合併時別紙明細表 ⑥ 合併契約書や定款等 ⑦ 委任状(代理人申請時)
吸収合併①	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併して、A社の等級に変動がある場合	・A社 ・B社	・A社 ・B社	・A社の 更新申請 ・B社は資格の 取消届	
吸収合併②	無資格のA社が有資格のB社を吸収合併して新たに資格を取る場合	・A社 ・B社	・B社	・A社の 新規申請 ・B社は資格の 取消届	
吸収分割①	有資格のD社がE社とF社に吸収分割され(D社は分割後も存続)、D社の等級は変わらないが、住所・商号又は名称等に変更がある場合	・D社	・D社	・D社の 変更申請	① 申請者の登記事項証明書 ② 分社後の複数社分の納税証明書(その3の3) ③ 資格審査結果通知書(分社に係る会社の有資格者である場合) ④ 申請者の分社直前確定決算の財務諸表(1年分) ⑤ 分割契約書又は分割計画書 ⑥ 委任状(代理人申請時)
吸収分割②	無資格のD社がE社とF社に吸収分割され、有資格のE社にD社の事業が引き継がれ、E社の等級に変動がある場合	・E社	・E社	・E社の 更新申請	

合併・分割・事業譲渡等③

1. 申請種別の設定

- 国の物品・役務等の入札参加資格審査申請については、以下の申請種別が設けられている。組織形態の変更等の事由が生じた事業者は、その具体の事由に応じて以下の種別のいずれかにより申請(届出)することとされている。

- ① **新規申請** : 初めて資格を取得する(前期の資格を持たない)場合
- ② **更新申請** : 資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合や、**取得した資格の再審査を受ける場合**
- ③ **変更申請** : 新規申請又は更新申請で資格を取得した後、**登録した情報に変更があった場合**
- ④ **取消届** : 廃業・倒産・破産及び合併・分社・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等

※ 以上のほか、「再発行届」(資格審査が行われ、資格審査結果通知書が発行されているにも関わらず不着である場合、又は亡失した場合に資格審査結果通知書の再発行を申請するもの)がある。

- 他方、地方公共団体の申請種別については、例えば、「継続申請」「廃業届」「抹消届」等の名称があり、また、それぞれの意義についても必ずしも一致していないなど、地方公共団体ごとに異なっているところ。

申請事由(例)		申請者	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県 市町村総合 事務組合
新設 合併	有資格のA社とB社が合併し、C社を新設する場合(A社、B社が消滅会社となる場合)	・C社 ・A社・B社	・新規申請 ・ 取消届	・新規申請 ・ 廃業届	・新規申請 ・ 抹消届	・ 随時申請(新規) ・ 取消申請	・新規申請 ・ —	・新規申請 ・ 取消申請	・新規申請 ・ 廃業届	・ 変更申請 ・ —
吸収 合併 ①	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併して、A社の等級に変動がある場合	・A社 ・B社	・ 更新申請 ・ 取消届	・ — ・ 廃業届	・ — ・ 抹消届	・ — ・ 取消申請	・変更申請 又は ・ 変更申請(取消)	・変更・ 継続申請 ・ 取消申請	・ — ・ 廃業届	・変更申請 ・ —
吸収 合併 ②	無資格のA社が有資格のB社を吸収合併して新たに資格を取る場合	・A社 ・B社	・新規申請 ・ 取消届	・新規申請 ・ 廃業届	・新規申請 ・ 抹消届	・ 随時申請(新規) ・ 取消申請	・新規申請 ・ —	・新規申請 ・ 取消申請	・新規申請 ・ 廃業届	・ 変更申請 ・ —
吸収 分割	有資格のD社がE社とF社に分割され、D社の等級は変わらないが、住所・商号又は名称等に変更がある場合	・D社	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請

1. 申請種別の設定(続き)

- 地方公共団体の申請種別が団体ごとに異なっている現状を踏まえ、共通の申請種別については、国の申請種別を基本として検討することが考えられる。
- この点、国の申請種別については、「新規申請」及び「取消届」のほか、組織形態の変更後、等級に変動がある場合には「更新申請」、変動がない場合には「変更申請」をすることとされているところ、これにのっとり地方公共団体の申請種別を共通化する場合、特に複数の地方公共団体に対して申請している事業者にとっては、団体ごとに等級に変動があるかどうかを確認し、「更新申請」と「変更申請」を使い分ける必要があるなど、申請に係る事務負担が大きくなることが想定される。
- こうした点を踏まえつつ、地方公共団体(構成員)及び国における組織形態の変更等の事由が生じた場合の申請種別を比較すると、以下の傾向がみられる。また、等級の変動の有無にかかわらず、「変更申請」によることとしている団体がみられるところ。
 - ・ 新設合併により新設された無資格の事業者が申請する場合 → 「新規申請」としている団体が多い (国は「新規申請」)
 - ・ 組織形態の変更前から資格を有する事業者が申請する場合 → 「変更申請」としている団体が多い (国は「更新申請」及び「変更申請」)
 - ・ 消滅する会社が申請する場合 → 「取消」の字句を用いている団体が多い (国は「取消届」)
- 以上の課題及び地方公共団体(構成員)等の申請種別の設定の傾向を踏まえ、組織形態の変更等の事由が生じた場合の申請種別については、国の申請種別を基本としつつ、「更新申請」(うち「再審査を受ける場合」)を「変更申請」に統合し、組織形態の変更後、等級に変動がある場合・ない場合ともに、「変更申請」によることとすることが考えられるか。

※ この場合、国の「更新申請」については、資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合の申請に限ることとし、組織形態の変更時には用いないこととなる。

合併・分割・事業譲渡等⑤

共通化の方向性(案)

- 共通の申請種別については、以下のとおり、「**新規申請**」・「**更新申請**」・「**変更申請**」・「**取消申請**」とし、組織形態の変更時の申請には、このうち、「**新規申請**」・「**変更申請**」・「**取消申請**」を用いることとすることが考えられるか。

たたき台		(参考) 国の物品・役務等の統一資格	
申請種別	事由	申請種別	事由
① 新規申請	初めて資格を取得する(前期の資格を持たない)場合	① 新規申請	初めて資格を取得する(前期の資格を持たない)場合
② 更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合	② 更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合や、 取得した資格の再審査を受ける場合
③ 変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更(組織形態の変更等に伴うものを含む。)があった場合	③ 変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合
④ 取消申請	廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等	④ 取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分社・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等

- また、組織形態の変更等の事由は多岐にわたるところ、想定される事由ごとの申請種別については、上記の傾向を踏まえ、以下の方針で共通化を検討することが考えられるか。

(組織形態の変更等の事由に応じた申請種別)

- ① 組織形態の変更等により新設された事業者又は当該変更等の時点で無資格の事業者が資格を得ようとする場合
➔ 「**新規申請**」
- ② 組織形態の変更等に伴い、当該変更等の前から資格を有していた、かつ、当該変更後も存続する事業者の登録情報に変更が生じる場合
➔ 「**変更申請**」
- ③ 組織形態の変更等に伴い、資格を有していた事業者が消滅する場合
➔ 「**取消申請**」

合併・分割・事業譲渡等⑥

2. 合併・分割・事業譲渡等に伴う申請に係る必要書類

- 合併・分割・事業譲渡等に伴う新規申請・変更申請については、地方公共団体が申請内容を審査するため、**組織形態の変更等の事由が生じたことを示す必要書類(合併契約書、株主総会議事録等)**※の提出を求めているところ。

※ このほか、新規申請をする場合には、通常の新規申請時の必要書類を、変更申請をする場合(既に登録している情報に変更がある場合)には、当該変更に係る必要書類の提出を求めている。

- 組織形態の変更等に伴う審査の内容については、地方公共団体ごとに差異を生じさせる必要性は大きいものと考えられるか。このため、当該変更等に伴う申請に合わせて提出を求める**必要書類についても、地方公共団体ごとに差異を生じさせる必要性は大きいものと考えられるか。**
- また、**組織形態の変更内容(合併・分割・事業譲渡)、変更の概要(関係事業者ごとの入札参加資格の有無、登録している営業品目、存続有無等)等に係る申請項目(「企業再編等現況届」等の所定の様式(次ページ参照))の提出を求めている地方公共団体もあるところ、これらの申請項目を共通化することの必要性をどのように考えるか。**

(国・地方公共団体の必要書類の例)

申請事由(例)	国	千葉市	町田市	山梨県市町村総合事務組合
新設合併 有資格のA社とB社が合併し、C社を新設する場合(A社、B社が消滅会社となる場合)	① 申請者の登記事項証明書 ② 申請者の納税証明書(その3の3) ③ 資格審査結果通知書(申請者が有資格者である場合) ④ 合併直前確定決算の合併に関係する複数社分の財務諸表(1年分) ⑤ 合併時別紙明細表 ⑥ 合併契約書や定款等 ⑦ 委任状(代理人申請時)	① 通常の新規申請の書類 ② 入札参加資格承継審査申請書 ③ 営業の一切が移転したことを示す書類(例:履歴事項全部証明書、事業分割や吸収合併等に係る契約書、株主総会の議事録等)	① 企業再編等現況届 ② 履歴事項全部証明書 ③ 財務諸表 ④ 納税証明書又は電子納税証明書を印刷したもの ⑤ 合併契約書	① 入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 ② 合併契約書 ③ 株主総会議事録 ④ 新規申請に伴う書類一式

共通化の方向性(案)

- 合併・分割・事業譲渡等に伴う新規申請・変更申請に係る**必要書類(組織変更等が生じたことを示すもの)**について共通化を図ることが考えられるか。また、当該申請に係る**申請項目(組織形態の変更内容等)**についても共通化を図ることが考えられるか。

(参考) 企業再編等現況届 (東京電子自治体共同運営ホームページより抜粋)

企業再編等現況届

所在地・住所.....

商号・名称.....

代表者..... 印

下記のとおり事業を再編したので、競争入札参加資格申請とともに提出します。

①再編内容 (該当するものに○印) 合併・分割・事業譲渡
《事由》

②事務担当者 部署 氏名

③再編の概要

◎再編前

商号・名称			
本社所在地			
代表者氏名			
設立年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
再編前参加資格	あり・なし	あり・なし	あり・なし
再編前受付番号			
存続	あり・なし	あり・なし	あり・なし
登録している 種目	種目・品目番号	種目・品目番号	種目・品目番号
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-

◎再編後

商号・名称			
本社所在地			
代表者氏名			
再編後参加資格	申請する・申請しない	申請する・申請しない	申請する・申請しない
	種目・品目番号	種目・品目番号	種目・品目番号
業 種 目	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-

④共同運営への申請状況

- ◎ 工事・物品双方への申請の有無 (該当するものに○印) 有・無
 - ◎ 本店・支店等により自治体を分けての申請の有無 (該当するものに○印) 有・無
- 「有」の場合は、具体的にその申請状況を記入してください。

例) 工事: 本店 (○○区、△△区)、○○支店 (○○市、△△市)、◇◇支店 (◇◇区、◇◇市)
物品: 本店 (○○区、△△区、◇◇区)、○○支店 (○○市、△△市、◇◇市)

《添付書類》※添付するものをチェックしてください

	チェック
履歴事項全部証明書 (登記簿謄本) [1部] 正本を提出。企業再編登記終了後で、発行日が申請日前3箇月以内であるもの。	
納税証明書 (法人事業税(「地方法人特別税」を含む)、法人税その1、消費税及び地方消費税その1) [各1部] 納税証明書 (正本) 又は電子納税証明書 (PDF形式) を印刷したものを提出。手続きが終了している関係各社の決算 (申請時直前のもの) にかかるもの。	
合併契約書/分割契約書/事業譲渡契約書 [1部] 写しを提出。契約書が存在しない場合は契約書に代わる書類。(審査自治体にご確認ください)	
分割、事業譲渡の内容や比率を証明するもの [1部] 任意書式。証明する書類があれば当該書類、証明する書類がない場合は任意の書類を作成し代表者印を押印したもの。	
財務諸表 [各1部] 手続きが終了している関係各社の決算 (申請時直前のもの) にかかるもの、又は再編時決算書。作成が無い場合は、その時点での最新財務諸表。	
その他 { }	

- 1 変更申請等の共通化の検討について
- 2 申請事項の変更
- 3 合併・分割・事業譲渡等
- 4 廃業・資格が不要となったとき**
- 5 変更申請等の共通化のたたき台

廃業・資格が不要となったとき①

- 国や地方公共団体は、事業者が入札参加資格を取得した後、廃業する場合や資格が不要となった場合等、一定の事由に該当することとなった場合には取消申請をするよう求めており、取消申請に係る申請事由や申請項目・必要書類を設定しているところ。

	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県市町村総合事務組合
申請種別	取消届	廃業届	抹消届	取消申請	変更申請	取消申請	廃業届	取下げ申請
申請事由 ※1	①申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格がなくなった場合(事業の縮小等)	①申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格がなくなった場合(事業の縮小等)	①申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格がなくなった場合(事業者が抹消を希望する場合等)	①廃業等に伴い、各参加団体の名簿から登録抹消を行う場合(一部の事業廃止等により、登録業種の一部を取り消す場合は、変更申請)	①事業者が廃業した場合 ②入札参加資格の取下げ(事業の縮小等)	①有資格者の事情により、その資格の全部又は一部を取り消す必要が生じたとき ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき ③営業品目が条件を満たさない状態となったとき	①申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合	申請が必要な事由の定めなし
申請項目	・事業者特定情報 ・取消事由・年月日	・事業者特定情報 ・申請先一覧	・事業者特定情報 ・抹消理由	・事業者特定情報 ・申請先団体	・事業者特定情報 ・登録している資格 ・変更内容 等	・事業者特定情報 ・取消理由 ・取消方法(全部/種目/自治体) 等	・事業者特定情報 ・廃業理由・年月日	・事業者特定情報 ・取下げる理由・変更日 ・申請の区分(業種/団体/入札参加資格) 等
必要書類 ※2	・資格審査結果通知書(通知書を紛失した場合は本人確認書類(登記事項証明書、免許証等) ・委任状(代理人の申請時)	なし ※システムによる申請	なし	・共通送付票 ・申請(委任)状況一覧 ・個別送付票 ※全てシステムから出力される様式	なし	なし ※システムによる申請	・廃業したことが分かる任意の様式(登記事項証明書、吸収合併の契約書等)	・解散登記又は清算終了登記(写)(該当する場合) ・許可等廃止届(写)(該当する場合)

※1 一般に、地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の4に該当する場合や該当することが判明した場合等には、申請を待たず資格を取り消すこととしている。

※2 紙で提出する申請書は含まない。

- 廃業・資格が不要となったときの取消申請事由、申請項目、必要書類等については、その性質上、地方公共団体ごとに差異を生じさせる理由がないものと考えられることから、共通化を検討することが考えられるか。

廃業・資格が不要となったとき②

1. 申請種別

- 国及び地方公共団体(構成員)における廃業・資格が不要となったときの申請種別の名称の設定状況を比較すると、「取消」の字句を用いている団体が多い傾向にある。これを踏まえ、共通の申請種別(名称)については、「取消申請」とすることが考えられるか。(再掲)

2. 申請事由

- 国及び地方公共団体(構成員)における申請事由の設定状況を比較すると、次の3つが多数の団体において設定されている。

- ① 申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合
- ② 事業者が廃業した場合
- ③ 資格がなくなかった場合(事業の縮小等)

※ また、営業品目の資格の一部を取り消す場合、本取消申請によることとしている例があるが、このような場合、多数の地方公共団体は、希望する資格の種類等(営業品目)に係る「変更申請」として受け付けている。

- 上記のほか、一部の団体においては、「地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき」を申請事由としているところ、この必要性についてどのように考えるか。

	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県市町村総合事務組合
申請事由	①申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格がなくなかった場合(事業の縮小等)	①申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格がなくなかった場合(事業の縮小等)	①申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格がなくなかった場合(事業者が抹消を希望する場合等)	①廃業等に伴い、各参加団体の名簿から登録抹消を行う場合(一部の事業廃止等により、登録業種の一部を取り消す場合は、変更申請)	①事業者が廃業した場合 ②入札参加資格の取下げ(事業の縮小等)	①有資格者の事情により、その資格の全部又は一部を取り消す必要が生じたとき ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき ③営業品目が条件を満たさない状態となったとき	①申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合	申請が必要な事由の定めなし

共通化の方向性(案)

- 申請事由については、上記①～③の場合に共通化することが考えられるか。(欠格要件についてどのように考えるか。)

廃業・資格が不要となったとき③

3. 申請項目

- 国及び地方公共団体(構成員)における廃業・資格が不要となったときの申請項目については、いずれの地方公共団体においても、事業者特定情報(本社住所、商号又は名称、代表者役職、代表者氏名等)及び取消申請事由等を設定している。また、複数の団体で共同して申請を受け付けている地方公共団体においては、資格の取消しを行う対象団体を任意に選択できるようにしている。

共通化の方向性(案)

- 取消申請に係る全地方公共団体共通の申請項目として、事業者特定情報及び取消申請事由等を設定することとし、具体的な申請項目については、地方公共団体の設定状況を踏まえて設定することが考えられるか。また、広域又は全国的な共同受付・審査を行う場合には、取消しを行う対象団体を任意に選択できるようにすることが考えられるか。

4. 必要書類

- 国及び地方公共団体(構成員)における廃業・資格が不要となったときの必要書類については、設定していない地方公共団体がある一方、事業者の確認書類や、廃業したことが分かる資料(登記事項証明書等)の提出を求めている地方公共団体がある。
- この点、必要書類の提出を求める必要性についてどのように考えるか。

	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県市町村総合事務組合
申請項目	<ul style="list-style-type: none"> 事業者特定情報 取消事由・年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者特定情報 申請先一覧 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者特定情報 抹消理由 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者特定情報 申請先団体 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者特定情報 登録している資格 変更内容等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者特定情報 取消理由 取消方法(全部/種目/自治体)等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者特定情報 廃業理由・年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者特定情報 取下げる理由・変更日 申請の区分(業種/団体/入札参加資格)等
必要書類※	<ul style="list-style-type: none"> 資格審査結果通知書(通知書を紛失した場合は本人確認書類(登記事項証明書、免許証等) 委任状(代理人の申請時) 	<p>なし</p> <p>※システムによる申請</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共通送付票 申請(委任)状況一覧 個別送付票 ※全てシステムから出力される様式 	<p>なし</p>	<p>なし</p> <p>※システムによる申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> 廃業したことが分かる任意の様式(登記事項証明書、吸収合併の契約書等) 	<ul style="list-style-type: none"> 解散登記又は清算終了登記(写)(該当する場合) 許可等廃止届(写)(該当する場合)

※ 紙で提出する申請書は含まない。

- 1 変更申請等の共通化の検討について
- 2 申請事項の変更
- 3 合併・分割・事業譲渡等
- 4 廃業・資格が不要となったとき
- 5 **変更申請等の共通化のたたき台**

物品・役務等の入札参加資格に係る変更申請等の共通化のたたき台

- 入札参加資格審査の変更申請等の共通化に係る以下及び別紙のたたき台について、地方公共団体に意見照会を行った上で、取りまとめに向けた検討を進めることとするか。

変更申請等の事由	共通化対象	たたき台
申請事項の変更 (合併等に伴う変更を除く。) 【別紙1】	申請種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更申請
	申請項目 (事由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通変更申請項目 (全地方公共団体共通で変更申請を求める申請項目)【別紙1】 ※ 共通申請項目から変更することが想定されない項目を除いたもの ・ 選択変更申請項目 (変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる申請項目)【別紙1】 ※ 選択申請項目から変更することが想定されない項目を除いたもの。 ※ 共通・選択変更申請項目の申請に合わせて申請する必要がある項目についても共通化。 ・ 独自変更申請項目 (地方公共団体独自の変更申請項目)
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通申請項目及び選択申請項目の変更申請に係る必要書類を共通化【別紙1】
合併・分割・事業譲渡等 【別紙2】	申請種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規申請 (組織形態の変更等により新設された事業者又は当該変更等の時点で無資格の事業者が資格を得ようとする場合) ・ 変更申請 (組織形態の変更等に伴い、当該変更等の前から資格を有していた、かつ、当該変更後も存続する事業者の登録情報に変更が生じる場合) ・ 取消申請 (組織形態の変更等に伴い、資格を有していた事業者が消滅する場合)
	申請事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併、分割、事業譲渡、個人事業主の法人化 (法人成り)、法人の個人事業化 (個人成り)、その他法人格の変動
	申請項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織形態の変更内容等に係る申請項目を共通化【別紙2-2】
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織変更等が生じたことを示す必要書類を共通化【別紙2-1】
	申請種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取消申請
廃業・資格が不要となったとき 【別紙3】	申請事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ・ 事業者が廃業した場合 ・ 資格がなくなった場合(事業の縮小等) (一部の地方公共団体のみ取り消す場合も含む) ※ 営業品目を取り消す場合については、変更申請で対応
	申請項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者特定情報、取消事由・年月日等の申請項目を共通化【別紙3-2】
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委任状(行政書士への申請の委任)